

青梅市こども・子育て施策庁内推進委員会設置要綱

1 設置

青梅市におけるこども施策の総合的な推進を目的として、青梅市こども・子育て施策庁内推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 所掌事項

委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) こども・子育て支援に関する行政計画にもとづく施策の推進に関すること。
- (2) その他こども・子育て施策推進に必要な事項に関すること。

3 組織

- (1) 委員会は、委員15人をもって組織し、それぞれ次の職にある者をもってこれに充てる。

ア 委員長 こども家庭部長

イ 副委員長 健康福祉部長

ウ 委員 企画政策課長、市民活動推進課長、公園緑地課長、地域福祉課長、障がい者福祉課長、子育て応援課長、こども育成課長、こども家庭センター所長、こども家庭部主幹、シティプロモーション課長、指導室長、社会教育課長およびスポーツ推進課長

- (2) 前号の規定にかかわらず、委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を臨時委員として委員会の会議に出席させることができる。

4 委員長の職務および代理

- (1) 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 会議

委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

6 部会

- (1) 委員会は、第2項に掲げる事項について調査、検討等を行うため、委員会に部会を置く。
- (2) 部会は、次に掲げる者をもって組織する。

ア 部会長 子育て応援課長

イ 副部会長 部会長が指名する職員

ウ 部会員 委員会の各委員が推薦する職員

(3) 前号の規定にかかわらず、部会長は、必要があると認めるときは部会員以外の者を臨時部会員として部会の会議に出席させることができる。

(4) 部会の会議は、必要に応じて部会長が招集し、部会長が議長となる。

7 報告

委員会は、必要に応じて委員会の検討および検証の経過および結果を青梅市長に報告する。

8 庶務

委員会および部会の庶務は、こども・子育て施策担当課において処理する。

9 その他

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

10 実施期日等

(1) この要綱は、令和6年5月13日から実施する。

(2) 青梅市子ども・子育て支援事業計画検討委員会設置要綱（平成25年6月1日実施）は、廃止する。